



# 熊本県公報

号外 第 2 4 号

平成 26 年 4 月 13 日(日)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生およびまん延を防止するための  
家きん等の移動の禁止…………… (畜産課) 1

### 告 示

熊本県告示第 4 0 3 号の 3  
 熊本県家畜伝染病予防規則（昭和 2 6 年熊本県規則第 2 1 号）第 2 条の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するため、次のとおり家きん及び病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止した。  
 平成 2 6 年 4 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 禁止の内容  
家きん及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止する。
- 2 禁止の期間  
平成 2 6 年 4 月 1 2 日から当分の間
- 3 禁止の対象となる区域  
球磨郡郡多良木町黒肥地赤木 5 0 4 9 番 5 号  
球磨郡相良村川辺 6 8 番 1 8 号
- 4 禁止の対象となる家畜、その死体又は物品の種類  
生きた家きん、死亡した家きん及び家きんの飼養管理に必要な器材又は飼料、家きんの排せつ物等の高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品
- 5 その他  
詳細については、家畜保健衛生所長の指示に従うこと。